

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	令和 3年 5月 11日 (火) 午前 9時 30分 開会 午前 9時 44分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (8人)	相馬 欣行 米谷 政久 中山真由美
	川添 康大 長嶋 一樹 小沼 富夫
	大山 学 舘 大樹 (議長)
5 欠 席 者	なし
6 委 員 外 議 員	土山由美子 越水 崇史 山田 昌紀
7 説 明 員 (3人)	総務部長 (吉川 武士)
	総務部参事 (兼) 文書法制課長 (三河 秀行)
	文書法制課主幹 (兼) 文書法制係長 (天春 祐一)
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 次長 係長 主査
10 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

議 題 1 伊勢原市議会 5 月臨時会の運営について

午前 9 時 3 0 分 開会

○委員長【相馬欣行議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長【館大樹議員】 皆様、おはようございます。本日の会議は 5 月臨時会の案件ということで、役職改選などが予定されております。新たな節目、新たなスタートを迎えるわけでございます。したがいまして、このメンバーで行います議会運営委員会は、本日が最後ということになります。相馬委員長、米谷副委員長をはじめ、委員の皆様、2 年間大変お疲れさまでございました。御苦労さまでした。最後の最後まで慎重審議をお願いいたしまして、御挨拶といたします。

以上です。

○委員長【相馬欣行議員】 次に、総務部長から執行者側の議案説明をお願いいたします。

○総務部長【吉川武士】 それでは、私から、5 月 1 7 日月曜日に招集いたします伊勢原市議会 5 月臨時会の市長提出議案等につきまして説明いたします。5 月臨時会に提出いたします議案等は、承認議案 1 件、報告案件 4 件の合計 5 件でございます。

初めに、承認議案 1 件につきまして御説明申し上げます。議案書 7 ページを御覧ください。

○承認第 2 号 専決処分の承認について（伊勢原市税条例等の一部を改正する条例）

地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 3 月 3 1 日に公布され、土地に係る固定資産税等の負担調整措置の延長など、その改正規定のうち、4 月 1 日から施行される部分について、所要の改正を行う必要が生じましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

8 ページに専決処分書、9 ページから 1 7 ページに改正条例、1 8 ページから 4 7 ページに新旧対照表、4 8 ページから 5 0 ページに改正要旨を掲載しておりますので、御確認くださいようをお願いいたします。

次に、報告案件 4 件について御説明申し上げます。5 1 ページを御覧ください。

○報告第 4 号 専決処分の報告について（伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、伊勢原市特定教育・保育施設及び特

定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例におきまして引用する条項を整理する必要が生じたため、市長の専決事項の指定に基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

52ページに専決処分書、53ページに改正条例、54ページに新旧対照表を掲載してございますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、55ページを御覧ください。

○報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

事故の概要につきましては、56ページを御覧ください。令和元年10月21日に発生いたしました市立小学校の授業中における事故に係るものでございます。伊勢原小学校の体育の授業におきまして三角ベースボールを行っていたところ、バッターであった児童がバットを振った際に、バットが手から離れ、次打者が待つスペースで待機していました相手方の児童の口、鼻付近を直撃し、その児童が怪我したものでございます。相手方慰謝料に係る本市賠償額は45万9600円で、本市賠償額につきましては保険により補填されます。

次に、57ページ、59ページを御覧ください。

○報告第6号 令和3年度伊勢原市土地開発公社の事業計画・予算及び資金計画について

○報告第7号 令和3年度一般財団法人伊勢原市事業公社の事業計画及び予算について

この2件につきましては、それぞれ地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

以上で、5月臨時会に提出いたします議案等につきましてはの説明を終了いたします。

○委員長【相馬欣行議員】 ただいま総務部長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

以上で、執行者側の議案説明を終了いたします。

次に、議案の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【柴田康鑑】 正副委員長と協議の上、付託表の案をお配りしてありますので、御覧いただきたいと思います。先ほど執行者側から説明がありました承認第2号について、付託省略するものでございます。

以上でございます。

○委員長【相馬欣行議員】 ただいま説明した内容について、質疑等があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。議案等の委員会付託については、配付した付託表のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【相馬欣行議員】 御異議ありませんので、付託表のとおり決定いたします。

次に、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。5月臨時会の会期については、5月17日の1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【相馬欣行議員】 御異議ありませんので、5月17日の本会議において、議長からお諮りいたします。

次に、役職改選についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【柴田康鑑】 役職改選については、会派代表者会議で御協議いただいた結果、配付いたしました一覧表のとおり報告がされておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長【相馬欣行議員】 次に、役職の選出方法についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【柴田康鑑】 お配りしてございます役職の選出方法を御覧いただきたいと思います。

まず、議長については、指名推選による選挙において、副議長から指名し、可否をお諮りいたします。

次に、副議長につきましても、指名推選による選挙において、新議長から指名し、可否をお諮りいたします。

次に、常任委員会委員と議会運営委員会委員については、会派で調整した結果を、議長が本会議に報告して指名といたします。

次に、秦野市伊勢原市環境衛生組合議会議員及び金目川水害予防組合議会議員についても、指名推選による選挙において、議長から指名し、可否をお諮りいたします。

ただいま御説明いたしました議長、副議長、秦野市伊勢原市環境衛生組合議会議員、金目川水害予防組合議会議員の4件の指名推選による選挙は、議員から異議が出た段階で、直ちに投票による選挙となりますことを御承知おき願います。

次に、委員会正副委員長の決定については、後ほど本会議の流れを御説明しますが、本会議を休憩して正副委員長互選の方法を決定し、互選を行います。

以上でございます。

○委員長【相馬欣行議員】 ただいま御説明いただいた役職のうち、辞任の手続が必要な方については、5月13日の全員協議会終了後に署名をお願いいたします。

次に、臨時会当日の本会議の流れを、事務局から説明いたします。局長。

○議会事務局長【柴田康鑑】 それでは、配付いたしました、令和3年5月臨時会・本会議の流れを御覧ください。当日の議事進行は、現在の議長、副議長、

新議長に行っていただくことになっております。

まず、館議長に行っていただきますのは、1、会期の決定、2、会議録署名議員の指名、3、諸報告、4、市長提出議案等審議、ここまでとなりまして、終了後に休憩に入ります。館議長につきましては、この休憩中に八島副議長へ辞職願を提出していただくこととなります。ここまでの館議長の役割でございます。

次に、休憩中に議長から辞職願が提出されましたので、再開後につきましては八島副議長に、5、議長の辞職許可から行っていただきます。館議長につきましては、議長の辞職許可の決定がされた後、入場をお願いいたします。

6、議長の選挙。選挙の方法は、指名推選により行うことになっております。議長の選挙により新議長が決定いたしましたら、新議長に就任の挨拶をしていただきます。

7、副議長の選挙。選挙の方法は、指名推選により行うことになっております。副議長の選挙により新副議長が決定いたしましたら、新副議長に就任の挨拶をしていただきます。挨拶終了後、休憩となります。

再開後の8、常任委員の選任、9、議会運営委員の選任については、会派で調整した結果を議長が本会議に報告して指名といたします。

10、議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限についての内容を御説明いたします。委員会は議会の内部組織でありますことから、活動の期間は、議会が活動能力を有する期間、すなわち議会開会中に限られるのが原則であります。しかし、議会運営委員会は、その性格上、議会閉会中に開催する必要があるため、地方自治法第109条第8項に基づく議決をすることにより、閉会中の活動を可能とするものでございます。継続調査期限は委員の任期満了までと定めていることから、委員の任期である2年に一度の議決を必要といたします。

11、秦野市伊勢原市環境衛生組合議会議員の選挙、12、金目川水害予防組合議会議員の選挙につきましては、指名推選により行うことになっております。

ここまで終了いたしましたら、休憩に入ります。この休憩中に各委員会の正副委員長互選を行っていただくこととなります。再開後でございますが、休憩中に決定いたしました各委員会の正副委員長を報告いたします。

13、議席の変更。議席の変更は、正副議長の交代等に伴い、お配りした着席図のとおり、本会議にお諮りいたします。

以上でございます。

○委員長【相馬欣行議員】 ただいままでの役職の選出方法及び本会議の流れについて、御質問等があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

それでは、ただいま説明した内容を、13日に開催される全員協議会において議長から御報告し、17日の本会議において順次議題としてまいりますので、よろしくお願いいたします。

本日予定した案件は以上であります。その他に何か発言があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

以上をもちまして、本日の議題は終了いたします。

現在の委員での議会運営委員会は、本日が最後となります。2年間、皆様の御協力をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前9時44分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和3年5月11日

議会運営委員会
委員長 相馬 欣行